

仁賀保高校魅力化事業計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、仁賀保高校魅力化事業計画策定業務公募型プロポーザルの実施にあたって必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 名称：仁賀保高校魅力化事業計画策定業務
- (2) 内容：別添仕様書のとおり
- (3) 期間：契約締結日から令和7年3月28日まで
- (4) 見積限度額：1,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国、県、他の地方公共団体又はにかほ市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 秋田県税、にかほ市税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) にかほ市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）に規定される暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 過去5年間（平成31年度～令和5年度）において、地方公共団体が発注する高校魅力化に関する業務を受注し、KPIを達成した実績があること。

3 事業者選定スケジュール（予定）

内容	実施期間
実施要領の公表	令和6年6月24日（月）
質問の受付期間	令和6年6月26日（水）まで
質問に対する回答	令和6年6月28日（金）
企画提案書等の提出	令和6年7月5日（金）必着
審査委員会による評価審査実施の有無の通知	令和6年7月5日（金）

審査委員会による評価審査 (オンラインによるプレゼンテーション審査)	令和6年7月8日(月)
審査結果の通知及び公表	令和6年7月10日(水)
契約手続き	令和6年7月中旬

※ 審査委員会による評価審査は、適格とされた参加申込者が3者以下の場合にはすべての参加申込者に対し実施し、適格とされた参加申込者が4者以上の場合、業務実績の審査による得点の上位3者に対し実施する。ただし、同点の場合には見積金額の低い者に対し実施する。
 ※ 審査委員会による評価審査の実施の有無は、令和6年7月5日(金)午後7時までに電子メールで通知する。

4 質問・回答

- (1) 受付期間：令和6年6月26日(水)午後5時まで
- (2) 質問方法：上記5の担当部署に電子メールにより提出すること。ただし、選定方法に関する質問は受け付けない。
- (3) 回答方法：質問した者に電子メールにより回答するとともに、質問及び回答をにかほ市公式ホームページ上に公開する。

5 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式等
①公募型プロポーザル参加表明書	様式1 ～ 様式4
②企画提案書	様式5
③誓約書	様式6
④見積書及び積算内訳書	任意様式
⑤参加資格を証明する書類	法人登記簿謄本(登記事項全部証明書)
	納税証明書(秋田県税、にかほ市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書写し) ※応募日前3か月以内に交付されたもの
	財務諸表(直近1事業年度分)の写し
⑥実績を証明する書類	高校魅力化業務に係る契約書の写し ※平成31年度～令和5年度の実績

- (2) 提出期限：令和6年7月5日（金）必着
- (3) 提出部数：正本1部、副本4部（参考見積書は正本のみ）
- (4) 提出場所：〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市役所 企画調整部 総合政策課 企画調整班
- (5) 提出方法：郵送（簡易書留または書留）

6 留意事項

- (1) 実施要領及び様式1～7は令和6年6月24日（月）に、にかほ市公式ホームページに掲載する。
- (2) 参加に伴い必要となる一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 次に該当する企画提案は無効とする。
 - ①参加資格に該当しない者が企画提案書を提出した場合
 - ②企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ③実施要領及び仕様書に示した要件に適合しない場合
 - ④見積限度額を超えた金額を提示した場合
 - ⑤審査の公平性に影響を与える行為をした場合
 - ⑥1社で2以上の提案をした場合
- (4) 提出期限後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (5) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。
- (7) 提出手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 郵便等における事故及び通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

7 評価審査

- (1) 提案内容のヒアリング
 - 日 時：令和6年7月8日（月）
 - 内 容：提案内容について、オンラインによるプレゼンテーション審査を実施
提案15分 質疑5分 計20分程度
 - 資 料：原則として、応募者が提出した企画提案書をもとにした内容をスライド（パワーポイント等）で表現したものとする。
 - その他：ヒアリング審査に参加しない場合は、失格として審査の対象としない。
- (2) 選定結果の通知
 - 選定結果は、審査を実施した全事業者に対して令和6年7月10日（水）に電子メール

で通知するとともに、にかほ市公式ホームページにおいて公表する。

なお、審査内容や選定結果に対しての異議は受け付けない。

8 企画提案の選定

(1) 審査委員会の設置

「仁賀保高校魅力化事業プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」を設置し、企画提案書等の審査を行う。

(2) 審査方法

委員会は、企画提案書の内容及びプレゼンテーションを受け、提案内容を総合的に評価する。

(3) 優先交渉権者の選定

①委員会において、事業者のプレゼンテーションを評価、採点し、最高得点を得た提案を最優秀提案とし、その提案者を本業務の優先交渉権者とする。

②満点の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合計した値が最低基準点に満たない参加者は選定の対象としない。

③評価項目及び配点は、別表の評価基準に基づき審査する。

④最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を優先交渉権者とする。さらに見積金額が同額である場合は、くじ引きにより決定する。

⑤プロポーザルの参加者が1者のみの場合であっても審査を実施し、最低基準点を満たす場合は優先交渉権者として特定する。

(4) 選定結果

選定した優先交渉権者及び選定されなかった者に対して、電子メールでその旨を通知するとともに、審査結果の概要として次の内容をにかほ市公式ホームページに公表する。

①優先交渉権者の名称と点数

②その他の参加者（名称は、A社、B社とする。）と点数

9 契約手続き

優先交渉権者と随意契約により本業務に係る契約締結の手続きを行う。なお、優先交渉権者と契約に向けた協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

優先交渉権者は本市と別途正式な協議を行ったうえで、仕様書を確定し、評価審査時の見積書とは別に正式な見積書を提出する。なお、事業を実施するうえで、使用の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により変更できるものとする。

10 その他

(1) 提出した企画提案書等の著作権は、作成した事業者に帰属する。ただし、にかほ市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに使

用することができる。また、本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合には、にかほ市情報公開条例（令和17年条例第10号）に基づき公開することができる。

(2) 本プロポーザルは、にかほ市公式ホームページを通じて行うものとする。

1.1 問い合わせ先

にかほ市役所 企画調整部 総合政策課 企画調整班（担当：村上、舘岡）

所在地：〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

電話：0184-43-7509

E-mail：kikaku@city.nikaho.lg.jp

【別表】

仁賀保高校魅力化事業計画策定業務公募型プロポーザル評価基準

評価項目及び評価内容	配 点				
	10点	8点	6点	4点	2点
1 業務実績 (40点)	10点	8点	6点	4点	2点
○高校魅力化に関する業務を受注し、KPIを達成した実績件数	5件以上	4件	3件	2件	1件
○実績に基づく知識、ノウハウ、経験を本業務の遂行に活かすことが期待できるか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○高校魅力化に関して十分な知見を有しているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○管理責任者は責任者として十分な知見を有しているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2 企画提案内容 (50点)	10点	8点	6点	4点	2点
○本業務を適切に遂行できる実施体制であるか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○本業務の方針に則した提案内容であるか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○的確な手法による提案内容であるか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○計画的で実現可能なスケジュールであるか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○地域や学校の特性を理解し、それらを考慮した提案内容であるか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3 事業費 (10点)					
○事業費の設定は適切であるか	$10点 \times \frac{\text{提案上限額} - \text{提案価格}}{\text{提案上限額} - \text{提案最低価格}}$				
	※ 小数点第2位を四捨五入				
合 計	100点満点				

